



国土交通省近畿運輸局

問い合わせ先

(所属) 自動車交通部 旅客第二課

(担当) 下垣内(しもがいと)

(電話) 06-6949-6446

令和7年6月11日

**タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業(第20期)を実施します
～令和7年4月1日から5月31日の間のLPガスに係るコスト負担に対して支援を実施～**

国土交通省では、現在の原油価格の高騰を受け、国民生活等への不測の影響を緩和するため、LPガスを使用するタクシー事業者に対して、燃料高騰相当分を支援する事業を実施しています。

今般、第1期～第19期に続き、第20期(令和7年4月1日～5月31日)の申請受付を開始します。

1 補助対象事業者

一般乗用旅客自動車運送事業者

2 申請受付期間

令和7年6月11日(水)～7月31日(木) 16時

3 支援内容

令和7年4月1日～5月31日の間における、LPガスに係るコスト負担に対して支援を実施。

※令和7年5月22日～31日分については定額補助になります。

4 事業の執行団体

タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業 事務局

(パシフィックコンサルタンツ(株)内)

TEL: 050-5530-5878

具体的な事業内容や申請方法等の詳細については、事務局のホームページをご確認ください。

【事務局特設Webサイト】

<https://www.lpg-subsidy.pacific-hojo.jp/>

※第1期～第19期とは申請書、電話番号、提出メールアドレス等が異なりますのでご注意ください。

5 その他

- ・令和7年6月以降の事業については、別途お知らせします。
- ・第1期～第19期(令和4年1月～令和7年3月分)の受付は終了しております。
- ・第17期～第19期に補助金を受領された事業者においては、第20期について申請が簡便になる場合があります。詳しくは事務局特設Webサイトをご覧ください。

配布先

陸運記者会(ハイタク部会)